

第5回漁業特定技能協議会・漁業分科会  
(議事概要)

1. 日 時：令和7年5月27日(火) 9:30~10:00
2. 場 所：WEB会議 (Zoom)
3. 出席者：

【漁業分科会構成員】

一般社団法人 大日本水産会 事業部長	松本 冬樹
全日本海員組合 水産局長	高橋 健二
全国漁業協同組合連合会 漁政部長代理	藤田 真悟
一般社団法人全国いか釣り漁業協会 会長	中津 達也
一般社団法人全国近海かつお・まぐろ漁業協会 代表専務理事	納富 善裕
一般社団法人全国底曳網漁業連合会 業務課長	筆谷 拓郎
一般社団法人日本定置漁業協会 専務理事	玉置 泰司
全国さんま棒受網漁業協同組合 専務理事	大石 浩平
海士町役場 課長	木村 克彦
長崎県 水産部水産経営課 係長	中塚 直征
全日本海員組合 水産部 専任部長	釜石 隆志
水産庁 漁政部企画課 課長補佐	松村 貴子
企画官	青木 滋

【漁業特定技能協議会構成員】

愛南漁業協同組合 参事	細川 時史
出入国在留管理庁 特定技能政策第四係長	黒田 明日美
厚生労働省 職業安定局外国人雇用対策課 海外人材受入就労対策室長	南摩 一隆
海外人材受入就労対策室 室長補佐	佐藤 加奈子
国土交通省 海事局船員政策課 専門官	向井 将司
公益財団法人国際人材協力機構 企画管理課長	松場 淳
調査役	デルメ 文子

【事務局】

一般社団法人 大日本水産会 参与	木上 正士
事業部業務課課長	茅野 直登
事業部業務課兼海事課 係長	甲斐 将大

4. 議事要旨

議事1. 転覆事故が起きた小型底曳網船の配乗状況について

先日発生した小型底曳網船の転覆事故の際に、特定技能外国人の配乗が分科会申し合わせ事項に反していた件について、事務局より資料説明を行った後、全国底曳網漁業連合会（以下「全底連」という）より現地聞き取り調査に関して報告を行った。

（全底連報告概要）

- ・ 5/16 現地を訪問して聞き取り調査を実施。聞き取り対象者は、当該船主の他、全底連傘下の関係漁業協同組合及び関係登録支援機関 2 者。
- ・ 当該漁船は、3～4 月が休漁期間。5/1 は休漁期明けの試し曳きを行っており、その際イワシが大量入網したことにより事故が発生。
- ・ 日本人 3 名、外国人 5 名の雇入れを行っていたと報告を受けているが、海員名簿は船のブリッジに保管されていたとのことで、現時点で確認出来ておらず、回収出来次第、報告するよう伝えている。
- ・ 日本人と外国人の配乗割合については、申し合わせがあることは船主本人が理解していたが、日本人が定着せず、問題があることを理解しながら特定技能外国人を乗船させてしまったとのこと。
- ・ 事故を起こした漁船は廃船することが決まっており、今後漁業を継続するか否かは未定。
- ・ 仮に漁業を継続する場合、全底連として傘下漁業協同組合を通じて、配乗割合の順守徹底のための体制強化を含め、厳しく指導を行っていく。

（補足説明）

- ・ 漁業分科会においては、申し合わせとして定めている配乗を中心に議論することになる。事故原因については運輸安全委員会の事故調査によって明らかになり、一定の期間が必要と理解。船員法船として運航し事故が起きており、海員名簿記載の配乗（日本人 3 名、外国人 5 名）と事故当時の配乗（日本人 1 名、外国人 5 名）に差があった場合、法令違反の恐れがある。

《質疑等》

- ・ 5 名の外国人については、正式な雇入手続きがなされていたのか、船員保険の加入状況は如何か。当該事故は転覆した漁船の船底に乗っていたところを救助されており、危機一髪の状態であった。保険も加入せずに事故を起こしていた場合は、国際問題にも発展しかねない。
- 船長を除く日本人 2 名の乗船実績の確認を中心に現地聞き取りを行っていたため、外国人に対してはこれから確認を行う。
- ・ 当該漁船においては 2 度目の転覆事故だが、1 度目の事故においてインドネシア人 1 名が亡くなっている中で、ルールを守っていないことが最大の問題。顛末書自体を信用できる

のか疑わざるを得ない。1度目の事故以降、安易に外国人雇用を促進した可能性もあるため、日本人含め雇入手続きが正しく行われていたのか等、今後検証を行っていく必要。制度の悪用を防ぐために、対応と対策の徹底をお願いしたい。

→仰るとおりで、全底連主導で検証を行う必要。日本人1名、外国人5名の配乗において事故が起きたことに対し、全底連からは今後の指導に関して書面による協議会への報告。船主からは配乗厳守のための行動計画、防止策を求めることとしたい。

・海上保安部の取り調べの他、運輸安全委員会の事故調査も実施中のため、状況が分かれば都度報告頂きたい。

→全底連から船主に対し報告するよう指導の上、全底連より協議会に報告頂きたい。

・漁業分科会決定事項第2号として安全性の確保が定めてあるため、そのことについても確認頂きたい。

・事故当日、日本人2名が休んだということだが、そのような理由で配乗人数に関する申し合わせが守られないということが今後波及しないよう事実確認が必要。また、輪番による乗船が行われていたようだが、船員法上の手続きにおいて問題がなかったかについても調査が必要。

・本件については進展あり次第、漁業分科会もしくは漁業特定技能協議会において報告を行う。

## 議事2. その他

特段の議論はなかった。

以上